第六十二条　法第十六条第一項第七号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　要措置区域等の所在地
三　汚染土壌の搬出、運搬及び処理の完了予定日
四　汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先
五　運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
六　前条第二項第四号の場合における当該保管の用に供する施設（以下「保管施設」という。）の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

（変更の届出）

第六十三条　法第十六条第二項の届出は、様式第十七による届出書を提出して行うものとする。
2　前項の届出書には、第六十一条第二項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、既に都道府県知事に提出されている当該書類又は図面の内容に変更がないときは、届出書にその旨を記載して当該書類又は図面の添付を省略することができる。

（非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌の搬出をした場合の届出）

第六十四条　法第十六条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第十八による届出書を提出して行うものとする。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　要措置区域等の所在地
三　汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
四　汚染土壌の体積
五　汚染土壌の搬出先
六　汚染土壌の搬出の着手日
七　汚染土壌の搬出の完了日
八　汚染土壌の搬出先から再度搬出を行う場合にあっては当該搬出の着手予定日
九　汚染土壌の運搬の方法
十　汚染土壌を運搬する者及び当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
十一　汚染土壌の運搬及び処理の完了予定日
十二　汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先
十三　運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
十四　保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
十五　汚染土壌を処理する施設の所在地
2　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
一　汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真
二　搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し
三　汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類
四　保管施設の構造を記した書類
五　汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
六　汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第二十二条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し

（運搬に関する基準）

第六十五条　法第十七条第一項の規定による汚染土壌の運搬の基準は、次のとおりとする。
一　運搬は、次のように行うこと。
イ　特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
ロ　運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
二　特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。
三　自動車等及び運搬容器は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。
四　運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本工業規格Z八三〇五に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票（汚染土壌処理業に関する省令第五条第十八号及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあっては、第五条第十八号の管理票をいう。以下この条において同じ。）を備え付けること。
五　混載等については、次によること。
イ　運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。
ロ　運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。
ハ　異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設において処理する場合（当該汚染土壌を法第二十二条第二項の申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び処理の方法に照らして処理することが可能である場合に限る。）は、この限りでないこと。
六　汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること。
イ　積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。
ロ　積替えの場所から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
七　汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。
八　汚染土壌の積替えのために、これを一時的に保管する場合には、次によること。
イ　保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
(1)　特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い（保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
(2)　見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。
(イ)　大きさが縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。
(ロ)　保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。
ロ　当該保管施設からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること。
(1)　保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。